

継続検査 OSS の利用促進について

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会

今般、軽自動車検査協会から、継続検査の OSS 利用者等へのヒアリング調査をもとに、以下のとおり利用メリットについてのご紹介と、OSS 利用促進についての要請が寄せられました。

OSS を利用することにより、登録車及び軽自動車の継続検査手続きにおける業務効率化が期待できますので、ぜひ保適証サービス並びに継続検査 OSS の導入をご検討いただきますようお願いいたします。

ご不明な点については、お気軽に最寄りの自動車整備振興会までお問い合わせください。



軽自動車 OSS を利用してみよう



平素より、当協会の検査業務にご理解ご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

当協会は、令和元（2019）年5月より軽自動車 OSS（ワンストップサービス）の業務を開始しているところですが、多くの指定整備事業者の皆様にもご対応いただき、現在、利用率が40%を超えているところです。これからデジタル化の流れで、電子関連の手続きが益々加速していくことが予想される中で、今回、軽自動車 OSS による取扱を採用することにより得られる様々なメリットについて、ご紹介させていただきます。

まだ軽自動車 OSS による取扱を採用されていない指定整備事業者様に、その対応をご検討いただければと存じます。

〈軽自動車 OSS（ワンストップサービス）とは〉

軽自動車を保有するためには、多くの手続（検査申請、地方税申告等）と税・手数料の納付（検査手数料、技術情報管理手数料、自動車重量税、軽自動車税（環境性能割）等）が必要となります。

これらの手続と税・手数料の納付を、インターネット上で一括して行うことを可能とするのが「軽自動車保有関係手続のワンストップサービス（以下、軽自動車 OSS）」です。

ただし、現時点の軽自動車 OSS については、当協会に対する検査申請に係る手続や納付を対象に電子化を実現したものとなります。

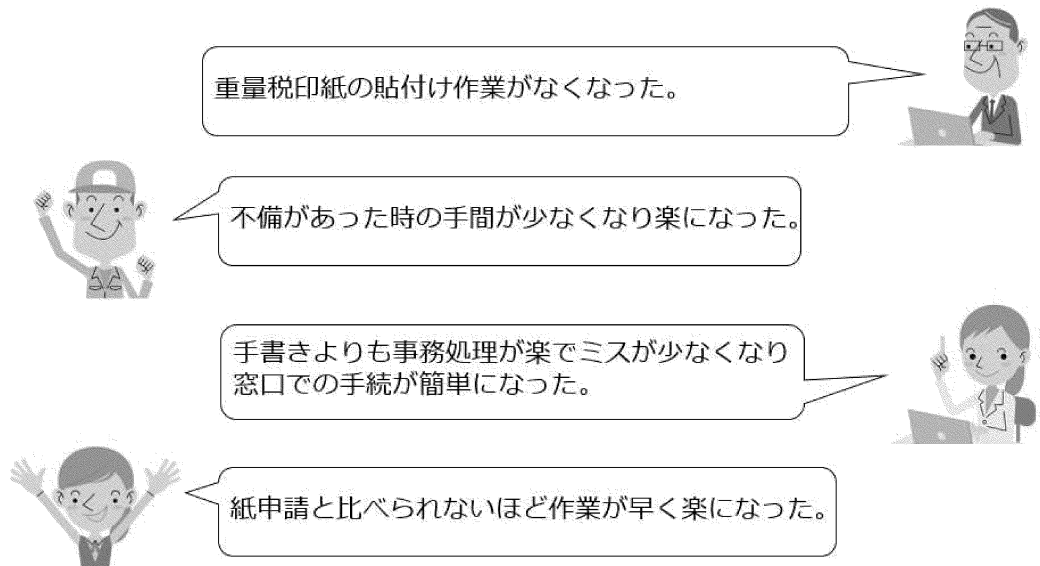
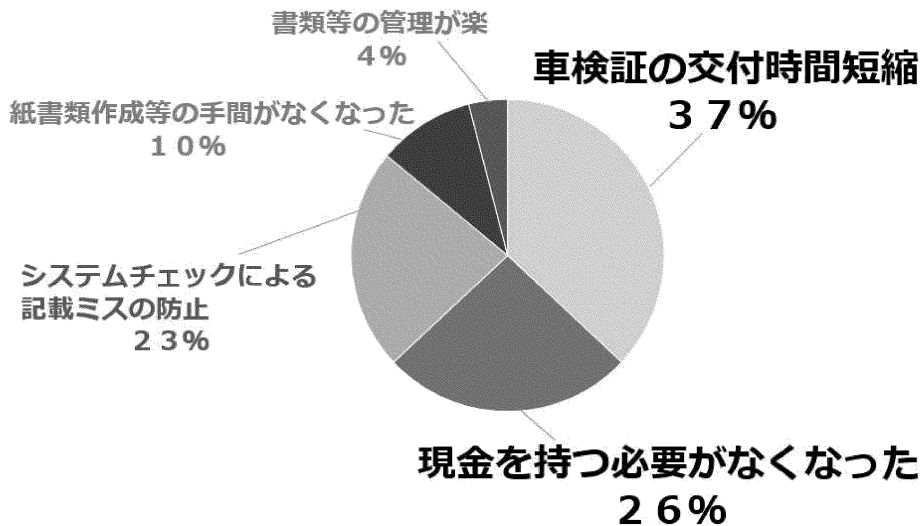
これにより、現在紙によって行われている検査申請に係る手続や納付を、インターネット上で行うことが可能です。

〈軽自動車 OSS で申請が行える手続の種類〉

現在、軽自動車 OSS のサービス対象は継続検査申請のみとなっており、全国でご利用いただけます。

〈軽自動車 OSS のメリット〉

すでに軽自動車 OSS に対応していただいている指定整備事業者様に、軽自動車 OSS に対応するメリットについて聞いてみたところ、73 社の指定整備事業者様から次のようなご意見をいただきました。



この結果のように、**車検証の交付時間短縮や、多額の現金を持ち歩く必要がなくなった**ことをメリットと感じている指定整備事業者様が過半数を占めております。また、紙書類作成の手間がなくなった等の意見もいただいております。軽自動車 OSS に対応することによって、従来の紙での申請に比べ業務効率の向上が期待できます。

これを機に、軽自動車 OSS に対応するメリットに目を向けていただき、軽自動車 OSS への対応をご検討いただければと思います。

〈軽自動車 OSS の始め方〉

軽自動車 OSS に対応し継続検査申請を取扱うためには、「電子保安基準適合証」が必要となることと、「自動車損害賠償保険証明書」を電子で発行する必要があります。「電子保安基準適合証」につきましては、最寄りの自動車整備振興会様へお問い合わせください。

軽自動車 OSS での継続検査申請は、関係法令により申請代理人のみ行えますので、指定整備事業者様は申請依頼人として、申請代理人へ申請を依頼することとなります*。

この申請代理人とは、軽自動車 OSS の継続検査申請においては、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会、一般社団法人日本自動車販売協会連合会、一般社団法人全国軽自動車協会連合会、行政書士（行政書士法人含む）となります。いずれかの申請代理人へ依頼し、申請代理人を介して軽自動車 OSS 申請を行うこととなります。軽自動車 OSS の詳細な利用方法につきましては、依頼される各申請代理人へお問い合わせください。

※令和 4（2022）年 4 月より、申請代理人のほか、使用者本人の利用も開始されます。



〈今後の軽自動車 OSS について〉

冒頭にも記載させていただきましたが、加速するデジタル化の流れの中、今後は OSS 申請が主流となると当協会は考えております。そのため、継続検査にとどまらず、将来的には新車新規検査等サービス拡大に向け検討をしているところです。軽自動車 OSS に対応されていない指定整備事業者の皆様におかれましても、これを機に是非とも軽自動車 OSS への対応をご検討ください。

継続検査OSSを始めるには？

OSS申請により継続検査を行うためには、保適証の電子化が必須であるため、保適証サービスへの加入が必要です。保適証サービスへの加入が済んでいない場合、最寄りの自動車整備振興会にご相談ください。

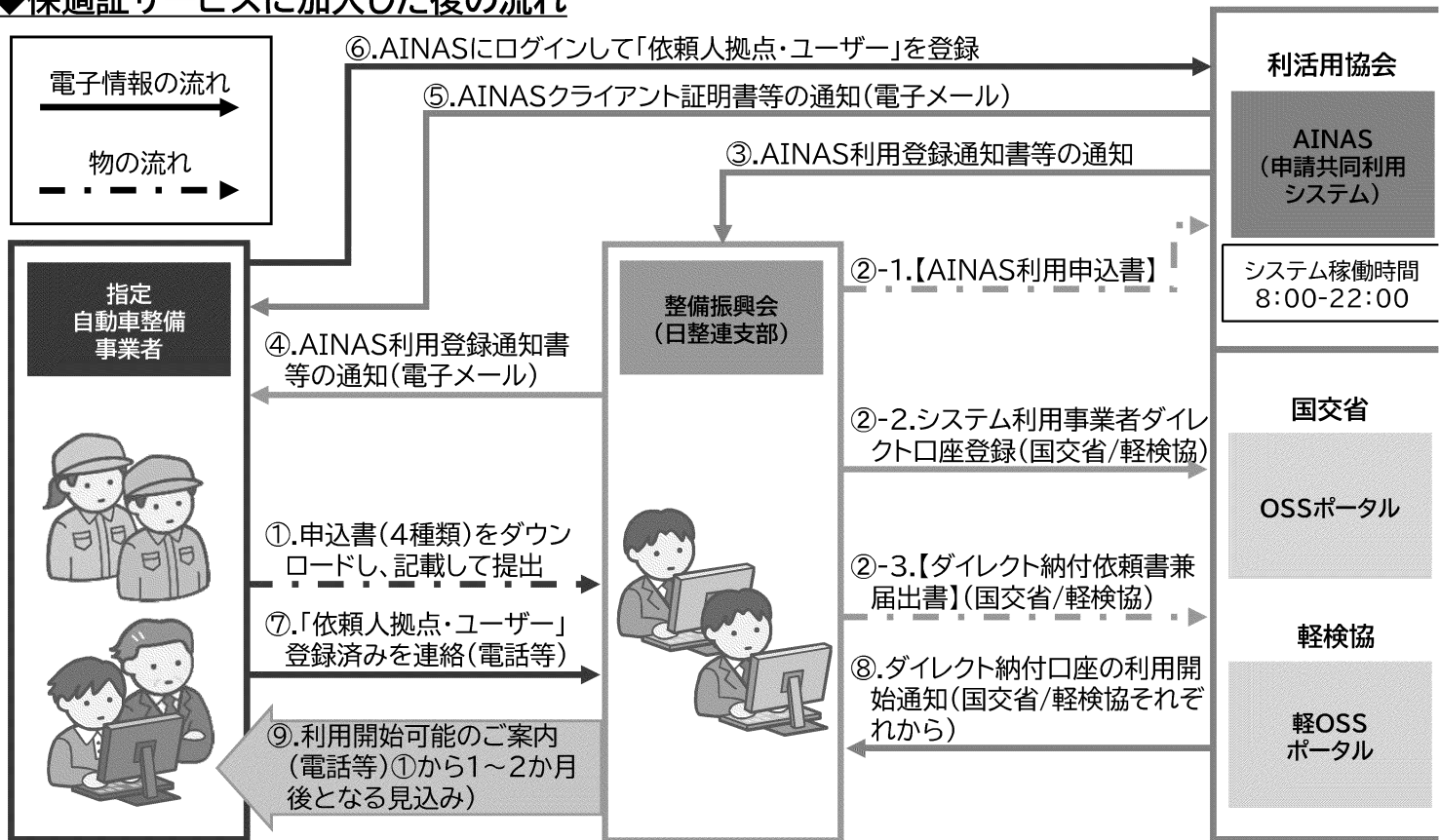
その上で、OSS申請を依頼する申請代理人(日整連)に対して、申込書の提出を行う必要がありますので、「日整連自動車情報サイト」から申込書入手し、自動車整備振興会に提出してください。

継続検査OSS利用開始までの流れ

指定自動車整備事業者が継続検査OSS申請を利用する場合の大まかな流れは以下となります。

保適証サービスへの加入 → OSS代理申請申込書等の入手 → 申込書の記入・提出 → ID等の入手

◆保適証サービスに加入した後の流れ



継続検査OSS申請の流れ

指定自動車整備事業者が継続検査のOSS申請を行う場合、大まかな流れは以下となります。

自賠責保険証明書の電子化 → 電子保適証の登録 → 継続検査OSSの申請を代理人(日整連)に依頼 → 代理人(日整連)が継続検査OSS申請 → 新車検定の交付



保適証サービス・継続検査OSS代理申請に関する資料等については「日整連自動車情報サイト」に掲載していますので、こちらからご確認ください。

<https://www.jaspa.or.jp/portals/ossuser/index.html>

